平成２５年（フ）第１６２号
群馬県高崎市新町1466番地５
債務者　根岸　一郎
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１６３号
群馬県高崎市新町1466番地５
債務者　根岸きよ子
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１６４号
群馬県富岡市妙義町下高田3450番地８
債務者　茂原　真紀（旧姓柳澤）
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２７５号
相模原市南区南台３丁目11番15号　コーポ祖生華108号
債務者　安藤　幸一
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２８２号
相模原市南区相武台団地１丁目５番３―26号
債務者　大迫　英義
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２９０号
相模原市緑区三ケ木633番地１　三ケ木グリーンハイツ２―105
債務者　石井　弘美
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０５号
静岡県浜松市東区北島町560番地の２　エクセルコーポ103、住民票上の住所静岡県浜松市中区領家２丁目31番13号
債務者　袴田　陽子
１　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
愛知県一宮市木曽川町門間字角田38番地２
債務者　主税　敦子（旧姓大城）
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１６号
高知県南国市大埇甲1946―４、住民票上の住所高知市大津乙896番地１　ライトハウス大津Ⅰ―207号
債務者　小笠原洋一
１　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６２号
栃木県佐野市奈良渕町526番地１　サンライズ202
債務者　小原　正巳
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第７５号
栃木県足利市小俣町507番地１　メゾンセントポーリアＣ104
債務者　藤貫千恵子
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５８３号
東京都福生市大字熊川161番地
債務者　齋藤　　学
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３５１号
横浜市南区南太田２丁目７番７号　伊藤方
債務者　成田　靖夫
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９４号
横浜市都筑区牛久保東３丁目２番７号　プリムローズＡ
債務者　佐伯　幸枝
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１７号
横浜市磯子区汐見台３丁目４番地２　3408棟843号
債務者　菊村　禎人
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２８号
神奈川県藤沢市川名２丁目５番10号
債務者　大山　伸吾
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３９号
横浜市緑区竹山２丁目４番地３　竹山団地2401棟138号
債務者　鎌田　光幸
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部